



# 熊本県公報

第13297号  
令和6年(2024年)  
1月16日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○かたぐちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量	(水産振興課) 1
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更	(社会福祉課) 2
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定	( " ) 2
<b>公 告</b>	
○道路の位置の指定	(建築課) 3
○道路の位置の指定	( " ) 3
○道路の位置の指定	( " ) 3
○換地処分	(農地整備課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県立大津支援学校仮設校舎賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(施設課) 4
○熊本県立大津支援学校仮設校舎賃貸借業務に係る一般競争入札の実施	( " ) 4
○熊本県環境審議会水保全部会の開催	(環境審議会) 8
○環境影響評価準備書の一般意見の募集	(山都太陽光発電所合同会社) 8
○熊本県景観・屋外広告物審議会の開催	(景観・屋外広告物審議会) 9
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)に係る一般競争入札の参加資格等	(警察本部会計課) 9
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)に係る一般競争入札の実施	( " ) 10

## 告 示

### 熊本県告示第47号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市久玉町字山野1674番、1688番、1689番、1744番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山野1674番・1688番・1689番・1744番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第48号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、かたぐちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度(令和6年(2024年)1月1日から令和6年(2024年)12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定によ

り、公表する。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 かたくちいわし対馬暖流系群

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県かたくちいわし知事管理区分	77,000トンの内数

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 77,000トンの内数

第2 うるめいわし対馬暖流系群

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県うるめいわし知事管理区分	44,000トンの内数

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 44,000トンの内数

熊本県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	変更事項(施術所の所在地)		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
五郎丸 辰美	荒尾市緑ヶ丘3丁目1-1	荒尾市本井手1562番8	えがお整骨院	令和5年(2023年)11月20日

熊本県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
漢那 連也 西山 優香 賀数 空 天久 大源 宜寿次 陸	整骨院元 光の森院	菊池郡菊陽町光の森6丁目19-2	令和5年(2023年)4月1日
下田 秀明	下田整骨院	合志市須屋708-4	令和5年(2023年)10月31日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
西園 和真	整骨院元 光の森院	菊池郡菊陽町光の森6	令和5年(2023

		丁目19-2	年)4月1日
坂本 勝司	KEiROW熊本武蔵ヶ丘 ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘 北1丁目5-11 神 山ハイツII	令和5年(2023 年)12月20日)

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
坂本 勝司	KEiROW熊本武蔵ヶ丘 ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘 北1丁目5-11 神 山ハイツII	令和5年(2023 年)12月20日)

## 公 告

### 熊本県公告第36号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市栗崎町605番地の2
- 2 築造者の氏名 株式会社渡邊建設
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田88番4
- 4 道路の幅員 4.04メートルから5.11メートルまで
- 5 道路の延長 77.10メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)12月20日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第121号

### 熊本県公告第37号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 福岡県福岡市中央区薬院三丁目16番27号
- 2 築造者の氏名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
- 3 道路の位置 宇土市松原町字西袋331番4、同322番17並びに市道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.09メートルから6.41メートルまで
- 5 道路の延長 135.21メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)12月21日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第122号

### 熊本県公告第38号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺173番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社かずやハウジング
- 3 道路の位置 菊池市泗水町福本字平町193番1
- 4 道路の幅員 4.01メートルから6.12メートルまで
- 5 道路の延長 55.04メートル
- 6 指定年月日 令和5年(2023年)12月19日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第923号

### 熊本県公告第39号

県営乙ヶ瀬地区(乙ヶ瀬換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）1月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字西原3361番3及び3362番1  
2, 499.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3  
有限会社サンケイ地所

登載依頼

熊本県教育委員会告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
令和6年（2024年）1月16日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県立大津支援学校仮設校舎賃貸借業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有する者として決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和6年（2024年）1月30日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日を含め定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）1月16日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
熊本県立大津支援学校仮設校舎賃貸借業務
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育総務局施設課整備班（熊本県庁行政棟新館6階）  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）



- (1) に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
 公告の日から令和6年(2024年)2月8日(木)午後5時まで
- (4) 提出先  
 1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月8日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)2月27日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)2月26日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和6年(2024年)2月27日(火)午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)2月26日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付に於いては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
 1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い

- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
 要
- (2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請等入札の内容全般に関すること。  
 熊本県教育庁教育総務局施設課整備班  
 電話番号 096-333-2716  
 ファックス番号 096-384-9116
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
 Kumamoto Prefectural Ozu Special Needs School building facilities leasing
- (2) Date and Place for tender  
 Date: February 27th, 2024, 10:00 am  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Kumamoto Prefectural Board of Education  
 Facility Division  
 Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8609, Japan  
Phone: 096-333-2716

- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

#### 熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。  
令和6年(2024年)1月16日

熊本県環境審議会水保全部会長

- 開催日時  
令和6年(2024年)1月24日(水)  
午前9時30分から午前12時00分
- 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁防災センター1階 101会議室
- 議題  
(1) 令和6年度(2024年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について  
(2) 地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画について  
(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準(大腸菌群数)等の見直しについて
- 傍聴者の定員  
10名
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境審議会水保全部会事務局  
(熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271)

#### 公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下、「法」という。)第14条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)について、法第16条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、法第17条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会(以下、「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月16日

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
(1) 名称: 山都太陽光発電所合同会社 職務執行者 田原佳代子  
(2) 代表者の氏名: 職務執行者 田原佳代子  
(3) 主たる事務所の所在地: 熊本県熊本市中央区中央街4番10
- 対象事業の名称、種類及び規模  
(1) 名称: アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業  
(2) 種類: 太陽電池発電所  
(3) 規模: 出力90MW(交流)
- 対象事業実施区域の位置  
熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所
- 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所
- 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間  
(1) 場所  
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)  
イ 山都町役場(2階企画政策課)  
ウ 山都町役場清和支所  
エ 山都町役場蘇陽支所  
(2) 期間 令和6年1月17日(水)から令和6年2月16日(金)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)



- (4) 電子縦覧 <http://agrihills.jp/>
- 6 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時
- ア 令和6年1月29日(月)13時から15時
- イ 令和6年1月29日(月)15時30分から17時30分
- (2) 場所
- ア 下名連石老人憩いの家(熊本県上益城郡山都町大字下名連石463-1)
- イ JA名連川支所研修センター(熊本県上益城郡山都町大字黒川564-5)
- 7 意見書の提出
- 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。
- 8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 令和6年3月1日(金)当日消印有効
- (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問  
い合せ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項
- 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名  
称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載す  
ること。)
- 9 問い合わせ先
- 〒860-0802  
熊本県熊本市中央区中央街4番10  
山都太陽光発電所合同会社 企画・業務担当  
(担当)志賀弘司、日隈邦夫  
電話 096-201-7780 9時00分から17時00分まで  
(土日・祝日を除く)

**熊本県景観・屋外広告物審議会公告第2号**

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県景観・屋外広告物審議会  
会長 田中智之

- 1 開催日時  
令和6年(2024年)1月29日(月)午前10時から
- 2 開催場所  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
- (1) 諮問事項
- ・県道大津植木線における特定施設届出地区への指定について
  - ・県道大津植木線における道路及びその沿線の屋外広告物の規制地域区分の変更につ  
いて
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、  
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県景観・屋外広告物審議会事務局  
(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班)  
(電話096-333-2522(ダイヤルイン))

**熊本県警察本部告示第2号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3  
72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参  
加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)1月16日

熊本県警察本部長 宮内彰久

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)

- 2 入札参加資格  
 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格を審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から令和6年(2024年)1月24日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札受間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日等を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和6年(2024年)1月16日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(高圧)
- (2) 使用予定電力量(2年間)  
 13,363,338 kWh
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
 熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係(熊本県庁警察棟3階)  
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局  
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容  
 高圧電力供給仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)  
 令和6年(2024年)4月1日(月)から令和8年(2026年)3月31日(火)まで
- (7) 供給場所  
 仕様書に示す「供給場所一覧」のとおり
- (8) 契約の種類  
 単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでにいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書を添付する額を加算した金額（当該金額より入札するに際しては、円未満の端数を切り捨てることとする。）をもち、かかる金額に相当する金額を算出する。この場合、入札金額の積算方法は、電力100パーセントの力率を基礎とし、基本料金、従量料金及び割引料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。また、割増料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。また、各契約単価及び割引又は割増料金の算出方法は、落札者が添付した内訳書に記載されたものとする。電気料金は、円未満を切り捨てることとする。また、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。最低制限価格の設定は、この入札は、最低制限価格を設けない。

- (11) 入札金額の積算方法
  - ア 入札金額は、電力100パーセントの力率を基礎とし、基本料金、従量料金及び割引料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。また、割増料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。また、各契約単価及び割引又は割増料金の算出方法は、落札者が添付した内訳書に記載されたものとする。電気料金は、円未満を切り捨てることとする。また、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。
  - イ 基本料金の単価は、1月につき契約電力1kWに対する「力率割引及び割増」適用前の単価とする。
  - ウ 従量料金の単価は、使用電力量1kWhに対する単価とする。
  - エ 各契約単価及び割引又は割増料金の算出方法は、落札者が添付した内訳書に記載されたものとする。
  - オ 内訳書に特段の定めがない事項については、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。
- (13) 最低制限価格の設定
  - この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- (1) 次の(1)から(7)まで定める条件の全てを満たす者であること。資格等に関する要綱（平成18年熊本市告示第521号）による審査のうえ、入札参加資格を有すること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を有している場合、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間の提出先は、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先は、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等は、熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用し、及び熊本市告示第420号（昭和39年）の規定を準用する。エ 提出の方法は、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
- (3) 令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの期間のうち、電気事業者が電気を供給した期間において、供給した電気の発電に伴い排出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.441キログラム以下であること。なお、令和4年（2022年）4月1日以降に電気の供給を開始した電気事業者又は公告の日以降に電気の供給を開始予定の電気事業者については、入札説明書に基づき算出した二酸化炭素に係る調整後排出係数が1キロワット時当たり0.441キログラム以下であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 次の掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
  - エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。



関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数、再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。  
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
 カ 有効な内訳書が添付されていない入札
  - (7) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
 1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。  
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
 イ 入札金額の単位の誤り
  - (8) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (9) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (10) 入札保証金  
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
 要
  - (2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
  - (4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
 ア 納付期限 (3)の申出期限  
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先  
 ア 入札の調達内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県警察本部警務部会計課施設装備室管財・管理係  
 電話番号 096-381-0110 (内線2262)  
 ファックス番号 096-381-9341

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 096-333-2580  
 ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 S u m m a r y

(1) Name and Content of Consignment

Electricity for two years about 13,363,338kWh(kilowatt-hour) to be used  
 For Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages

(2) Date and Place for tender

Date: February 29th, 2024, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,  
 Property Management Division  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8610, Japan  
 Phone: 096-381-0110(2262)

(4) Other

Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen